



市・県民税申告、確定申告のお知らせ

令和7年1月1日現在、市内に居住している方は、原則として申告が必要です。また、国民健康保険税などの算定資料としても大変重要なものです。下記をご確認のうえ、期限(3月17日)までに申告をお願いします。

●申告相談の日程および会場のご案内

受付時間	会 場	平 日 (月～金曜日)	日・祝日 ※下記の期日のみ	案 内 図
9時 3月2日(日)は 8時40分 ↓ 16時20分 ※12時～13時 は除く	水海道会場 市役所本庁舎 市民ホール	2月17日(月) ↓ 3月17日(月)	3月2日(日)	水海道会場 NTT 諏訪町東 郵便局 水海道 本庁舎 きぬ医師会 病院
	石下会場 市役所石下庁舎 会議室			石下会場 石下駅 石下庁舎 至下妻 豊田城 入口 294号 至つくば 地域交流 センター 石下総合福祉 センター 文石下小

事前予約について

申告の相談・受付は事前予約制です。インターネットまたはコールセンターで予約後、指定の日時にお越しください。当日の進捗状況によってはお待ちいただく場合もありますのでご了承ください。
なお、予約をせずお越しただいても申告を受け付けすることができませんのでご注意ください。

○予約受付期間 1月28日(火)～3月14日(金)

インターネット予約(24時間対応)	電 話 予 約
市ホームページから予約 常総市 申告予約 検索 予約専用サイト	予約コールセンター ☎ 0297-44-6987 (予約専用ダイヤル) 9時～17時(土日・祝日は除く) コールセンターへの電話は大変混み合いますので、インターネットからの予約にご協力をお願いします。

※申告希望日の1日前(土日・祝日除く)の17時で予約を締め切ります。

※インターネットからの予約は1月28日9時より24時間受付可能です。

※課税課へご連絡または直接ご来庁いただいても予約の受け付けは行っていません。



市・県民税申告書作成システムについて

ご自宅で市・県民税申告書を作成できるシステムを市役所ホームページからご利用いただけます。作成いただいた申告書を郵送または課税課窓口へご提出ください。

常総市 申告システム

検索



市ホームページ

申告の際に必要なもの

※次のものに不備がある場合は、申告が受けられないことがあります。

□マイナンバーカード

- ・お持ちでない方はマイナンバーが確認できる書類および運転免許証などの本人確認書類。

□利用者識別番号

- ・お持ちでない方は当日発行します。

□確定申告のお知らせ

- ・税務署からお知らせが届いている方のみ。

□給与・公的年金等の源泉徴収票

- ・支払元が複数ある場合はすべてお持ちください。扶養・配偶者控除などを受ける場合は、その方の源泉徴収票もお持ちください。

□収支内訳書

- ・営業、農業、不動産所得のある方は、収入と経費をまとめた「収支内訳書」を作成し、領収書と併せてご提示ください。

□その他収入が分かる書類

- ・外交員報酬、生命保険満期返戻金や個人年金などの支払通知書など。

□社会保険料支払証明書

- ・任意継続保険料、国民年金等の領収書など。

□寄付金の受領証明書

- ・ワンストップ特例の申請をしている方も申告する場合は必要です。

□生命保険料・地震保険料などの控除証明書

- ・ご加入の保険会社から送付されます。

□医療費控除関係書類

- ・医療費控除の明細書を作成してお持ちください。

□障害者手帳・障害者控除対象者認定書

- ・障害者控除の適用を受ける方のみ。

□金融機関の口座番号が分かるもの

- ・申告者本人のもの。
- ・ネット銀行などは使用できない場合があります。



申告が必要な方

- 事業所得(営業、農業)、不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
- 給与所得者で、その支払金額について勤務先から常総市へ給与支払報告書の提出がない方(勤務先の給与担当者に確認してください)
- 公的年金等に係る所得のみで、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加する方
- 給与所得者で給与以外の所得があった方や、2か所以上から給与を受けている方
- 給与所得者で年末調整を受けていない方
- 医療費控除など年末調整で適用できない控除を受ける方
- 収入が無かった方(収入0という申告が必要です。障害年金、遺族年金のみの収入の方も含みます)

申告が不要な方

- 収入が給与所得のみで年末調整をしており、勤務先から常総市へ給与支払報告書の提出がある方
- 収入が公的年金のみで年金の源泉徴収票の記載内容に変更がなく、他に追加する控除がない方
- 税務署に確定申告を提出する方

市の申告会場で受けられない申告

- 令和7年1月1日現在当市に住民登録がない方の申告
- 分離所得の申告(土地・建物・株式などの譲渡所得、上場株式などの配当所得、先物取引に係る雑所得など)
- 1年目の住宅借入金等特別控除の申告
- 青色申告
- 雑損控除、損失の繰越しを含む申告
- 総合課税の譲渡所得を含む申告
- 令和5年分以前の確定申告
- 令和6年中に亡くなった方の申告
- 消費税、贈与税など所得税以外の申告
- 暗号資産に係る所得の申告

※上記の申告は、下館税務署でお願いします。



各種お問い合わせ先

下館税務署

〒308-8608 筑西市丙116番地16(筑西しもだて合同庁舎)

☎0296-24-2121

常総市役所

④課税課市民税係(内線1611)